

○刈羽村環境基本条例
平成17年3月9日
条例第12号

わたしたちの刈羽村は、大きく西の砂丘地、中央の平坦地、東の丘陵地から成っています。砂丘地は、防風林を兼ねた松林と砂丘畑が連なり、ここからは良質の湧き水が得られ、村の大切な水源として上水道や灌漑用水として役立っています。平坦地は水田が広がり、豊かな穀倉地帯として新潟県有数の米どころとなっています。わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、村民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な刈羽村を目指さなければなりません。健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での村民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務です。ここに刈羽村の環境に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、さらに歴史的環境や文化的環境にも配慮して、多様な自然や生態系とともに自然と人、人と人が調和する新しい社会システムを作っていかなければなりません。将来に向かって刈羽村の良好な環境形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する村の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「環境の日」とは、環境基本法(平成5年法律第91号)第10条第2項に定める「6月5日」をいう。

(環境の保全についての基本理念)

第3条 環境の保全は、村民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人の豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取り組みによって行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) 身近な自然、良好な景観、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境の保全及び創造に関すること。
- (5) 環境の保全に関し必要と認められる事項

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境の保全上の支障を防止するため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように、必要な措置を講ずる責務を有するとともに、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、使用及び廃棄の段階において環境への負荷の少ない製品の開発、生産又は供給に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境の日の趣旨にふさわしい行事の実施)

第7条 村長は、事業者及び村民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲と決意を高めるため、環境の日の趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めなければならない。

(年次報告)

第8条 村長は、毎年、環境の状況及び環境の保全の施策等を、村民に公表しなければならない。

(施策の指針)

第9条 村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画)

第10条 村長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱

(3) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 村長は、環境基本計画を策定する場合には、村民等の意見が反映できるように必要な措置を講じなければならない。

3 村長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(良好な環境の形成)

第11条 村は、良好な生活環境の形成に努めるとともに、砂丘地等の水環境の保全をはじめ、地域の自然環境および歴史的文化的環境の保全と創造に必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての環境配慮)

第12条 村は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮するものとする。

(村民等の自発的な環境活動の推進)

第13条 村は、村民やこれらの者で組織する民間団体が自発的に行う環境美化活動、再生資源にかかる回収活動、緑化活動および水資源の保護活動等の環境保全活動ならびに歴史的文化的環境の保全と創造の推進を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(資源の循環利用等の推進)

第14条 村は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用や購入、資源の循環的な利用、再利用の推進、廃棄物の減量および適正な処理ならびにエネルギーの有効利用について、自ら創意工夫に努めるとともに、村民および事業者の活動が推進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 村は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の収集、提供)

第16条 村は、良好な環境の保全および創造に向けた自主的な活動を推進するため、村の環境の状況を把握し、環境に関する情報を収集するとともに、環境情報の提供に努めるものとする。

(環境学習の推進及び教育)

第17条 村は、村民、事業者が、良好な環境の保全および創造についての理解を深め、環境に配慮した生活および事業活動等を自発的に展開できるよう、環境学習及び教育の推進について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の環境管理の推進)

第18条 村は、事業者がその事業活動にともなう環境への負荷の低減について効果的に取組めるように、事業者自らが行う環境への負荷の低減について、自主的な管理を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第19条 村は、良好な環境の保全および創造を行う上で、広域的な対応が必要と認められる場合には、国、地方公共団体および公共的性格を有する民間団体等と協力して、その推進を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 村は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び各種の施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

(村民等との連携体制の整備等)

第21条 村は、事業者及び村民と協力して環境の保全に関する施策を推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

2 村は、事業者及び村民の意見を環境の保全に関する施策に的確に反映させることができるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条については、平成17年4月1日より適用する。